

- (3) 融資期間 10年以内
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により1年以内の据置期間を認める。)
- (5) 保証人・担保 保証協会の保証付きとし、保証協会に対する担保の取扱いについては、保証協会の定めるところによる。
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴求しない。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書(保証協会所定)

イ 試算表等

ウ 許認可等を必要とする事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、定款の写し

カ 別表に掲げる書類

キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の京都市きらめき企業支援融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従来の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (6 (2) 関係)

要綱 2 (1) ~ (6) の提出書類	
(1) ASTEMが実施する目利き委員会のAランク認定を受けたもの	目利き委員会Aランク認定書の写し及び事業計画書
(2) ASTEMが実施するオスカー認定を受けたもの	オスカー認定書の写し及び事業計画書
(3) 産技研が実施する「知恵創出“目の輝き”」企業の認定を受けたもの	知恵創出“目の輝き”企業の認定証(書)の写し
(4) 京都市伝統産業設備改修等補助金に係る京都市長の交付決定を受けたもの	京都市伝統産業設備改修等補助金に係る交付申請書(受付機関及び保証協会が必要と認めた添付書類含む。)の写し及び交付決定通知書の写し
(5) 京都市等が業務連携している「京都市スタートアップ支援ファンド」の投資先の決定を受けたもの	京都市スタートアップ支援ファンドの投資先の決定を受けたことがわかる通知書の写し